

日本レーザー治療学会会則

■名 称■

- 第1条 1. 本学会は、日本レーザー治療学会という。
2. 本学会の英文名は Japan Laser Therapy Association ; JaLTA と称する。

■事務局■

- 第2条 1. 事務局をおく。
2. 事務局は学会の運営・実務を担当する。
3. 事務局は神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-8-7 日本リウマチレーザー研究所内に置く。

■目 的■

- 第3条 本学会は光一般による生物学的活性化に重きをおいた医学、生物学及び工学等における基礎的、臨床的研究の促進をはかり、レーザー治療学を進歩普及させることによって人類の健康と福祉に貢献することを目的とする。

■事 業■

- 第4条 本学会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学術集会、講習会などの開催
2. 機関紙の発行
3. 内外の関係団体との協力活動
4. その他本学会の目的を達成するために必要な事業

■会 員■

- 第5条 本学会の会員は次の通りとする。

1. 正会員
2. 名誉会員
3. 賛助会員

- 第6条 正会員は、本学会の目的に賛同する医師、医療従事者及び本学会に関連する研究者などで本学会に定める手続きを経て理事会において承認された個人とする。

- 第7条 正会員は、第4条に定める本学会の事業に参加できる。

- 第8条 名誉会員は、本学会のために特に功労のあったものの中から、理事長の推薦により理事会で選任し、評議員会の議決および総会の承認を経て委嘱する。

- 第9条 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の定める手続きを経て、理事会において承認された本学会の事業を後援する法人または団体とする。

■入退会手続■

- 第10条 入会希望者は、正会員の推薦をうけて所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金およびその年度分の会費を添えて、事務局に申し込まなければならない。

- 第11条 退会しようとする会員は、本学会に届け出なければならない。

- 第12条 賛助会員である法人または団体が解散したときは退会したものとみなす。

- 第 13 条 賛助会員である法人または団体の組織に変更があったときは、あらためて理事会の承認を受けなければならない。
- 第 14 条 会費の滞納が正当な理由なく 2 年におよんだものは退会とみなすことができる。
- 第 15 条 会員が本学会の会則に違反し、または本学会の名誉をそこなう行為があったときは、理事会の議決を経て理事長が除名することができる。
- 第 16 条 既納の入会金と年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

■ 役 員 ■

- 第 17 条 学会に次の役員をおく。
1. 理 事：10 名以上うち理事長 1 名 副理事長 1 名
 2. 監 事：2 名
 3. 評議員：30 名以上
 4. 事務局長：1 名

■ 役員選出 ■

- 第 18 条 評議員は正会員の中から理事 2 名の推薦を得て理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 第 19 条 理事は評議員会において評議員の中から理事 2 名の推薦を得て選任し、総会の承認を経て理事長が委嘱する。理事は互選で理事長および副理事長、および事務局長を定める。
2. 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 3. 役員に欠員が生じたとき、または増員により選出されたときの役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。
 4. 理事および監事は相互に兼ねることは出来ない。
 5. 学術集会会長、学術集会副会長はその在任期間に限り理事とする。
- 第 20 条 監事は理事会において理事および理事経験者の中から選任し、評議員会の議決および総会の承認を経て理事長が委嘱する。

■ 役員職務 ■

- 第 21 条 理事長は本学会を代表し会務を統括する。
2. 副理事長は、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時はその職務を代行する。
- 第 22 条 監事は会務及び会計を監査する。
- 第 23 条 理事長は理事会を召集する。理事長は総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を専決する。
- 第 24 条 評議員は評議員会を組織し、本学会の会務を分掌し本学会の運営を図る。
- 第 25 条 役員はその任期が満了した後も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 第 26 条 理事に欠員が生じたときは、理事会の議決により、これを補うことができる。

■ 会 議 ■

- 第 27 条 本学会の会議は次の通りとする。
1. 総会
 2. 評議員会
 3. 理事会
 4. その他の委員会

- 第 28 条 総会は正会員をもって構成する。
- 第 29 条 定例総会は、学術集会開催中に理事長がこれを召集する。
2. 議長は学術集会会長が担当する。
3. 議長が議事録署名人を指名する。
- 第 30 条 理事長は、評議員会の議決があったとき、または正会員の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。
- 第 31 条 総会の議事、日時および場所について、理事長はその開催の 14 日前までに書面をもって正会員に通知しなければならない。
- 第 32 条 総会は正会員現在数の 10 分の 1 以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項についてあらかじめ委任状をもって意思表示したものは、出席者とみなす。
- 第 33 条 総会の議事は、本学会会則に特段の定めなき場合のほかは、出席正会員数の過半数の同意によって議決し、可否同数の時は議長が決する。
- 第 34 条 次の事項は総会の承認をうけなければならない。
1. 事業報告および収支決算
2. 事業計画および収支予算
3. その他理事会および評議員会において必要と認めた事項
- 第 35 条 評議員会は必要に応じて理事長が召集する。議長は評議員からその都度選出される。議長は議事録署名人を指名する。評議員会は理事長の諮問に答えるものとする。
- 第 36 条 理事長は、理事会の議決があったとき、または評議員の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して請求があったときは、臨時評議員会を速やかに召集しなくてはならない。
- 第 37 条 評議員会は、評議員現在数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ委任状をもって当該議事について意思を表示したものは出席者とみなす。
- 第 38 条 評議員会の議事は、本学会会則に特段の定めのない場合のほかは、出席評議員の過半数の同意により議決され、可否同数の議決の場合は議長が決するものとする。
- 第 39 条 次の事項は評議員会で議決することができる。
1. 総会に付議する事項
2. その他理事会が必要と認めた提案事項
- 第 40 条 理事会は理事長が召集する。議長はその都度理事から選出される。議長は議事録署名人を指名する。
- 第 41 条 理事会は定期学術集会中にあわせて召集する。
理事長は理事現在数の 3 分の 1 以上から付議する事項を示して請求があったときは、すみやかに臨時理事会を召集しなくてはならない。
- 第 42 条 理事会は理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ委任状をもって当該議事について意思を表示したるものは出席者とみなす。
- 第 43 条 理事会の議事は、本学会会則に特段の定めがある場合のほかは出席理事の過半数の同意によって議決され、可否同数の議決の場合は議長が決するものとする。
- 第 44 条 総会、評議員会、理事会で同一議案事項においての議決が異なる場合は総会、評議員会、理事会の順で優先される。
- 第 45 条 名誉会員はすべての会議に出席し意見を述べることができるが議決権はない。

■学術集会■

- 第 46 条 本学会における学術発表は正会員に限る。ただし、学術集会会長の承認を得たものは正会員以外でも発表を行うことができる。
2. 学術集会会長は学術集会を年 1 回開催する。
- 第 47 条 本学会で発表された内容は、学会誌を作成し保存する。
- 第 48 条 学術集会会長は理事会において選任し、評議員会の議決および総会の承認を経て理事長が委嘱する。その任期は前大会終了後から学術集会終了日までとする。
- 第 49 条 学術集会副会長は前学術集会会長および次期学術集会会長予定者とする。
- 第 50 条 学術集会副会長は学術集会会長を補佐する。

■入会金および会費■

- 第 51 条 入会金は次の通りとする。
1. 正会員 2,000円
- 第 52 条 年会費は次の通りとし、正会員、賛助会員は納入しなくてはならない。
1. 正会員 年額 5,000円
2. 賛助会員 50,000円以上
- 第 53 条 名誉会員は会費の納入を要しない。

■資産および会計■

- 第 54 条 本学会の資産は次のとおりとする。
1. 入会金
2. 会費
3. 事業にともなう収入
4. 資産から生ずる利益
5. 寄付金品
6. その他の収入
- 第 55 条 寄付金品であって寄付者の指定がある場合はその指定に従う。
- 第 56 条 本学会の事業遂行に要する経費は、入会金、会費、事業にともなう収入、資産から生ずる利益などの財産をもって支弁する。
- 第 57 条 本学会の事業計画およびこれにともなう収入予算は毎会計年度内に事務局で作成し、理事は理事会、評議員会の議決を経て、かつ総会の承認を受けなければならない。
- 第 58 条 本学会の収支決算は毎会計年度終了後事務局で作成し、理事長は事業報告とともに監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。
- 第 59 条 本学会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌 3 月 31 日に終わる。

■解 散■

- 第 60 条 本学会の解散は理事会および総会のそれぞれ 4 分の 3 以上の議決を受けなければならない。
- 第 61 条 本学会の解散にともなう残余財産は総会の議決によって適当な公益事業団体に寄付する。

■会則の変更■

第 62 条 本学会会則は理事会の議決をうけ評議員会で承認を得た後、総会の承認をうけなければならぬ。

第 63 条 本学会会則の施行に必要な細則は理事会の議決を経て評議員会、総会の承認後別途に定める。

付 則

第 1 条 本学会会則は平成 3 年 7 月 6 日から施行する。
本会則の改正は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。
本会則の改正は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。
本会則の改正は、平成 10 年 7 月 4 日から施行する。
本会則の改正は、平成 11 年 7 月 3 日から施行する。
本会則の改正は、平成 15 年 7 月 4 日から施行する。
本会則の改正は、平成 16 年 7 月 4 日から施行する。
本会則の改正は、平成 18 年 7 月 2 日から施行する。
本会則の改正は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。
本会則の改正は、平成 20 年 6 月 29 日から施行する。
本会則の改正は、平成 21 年 7 月 5 日から施行する。
本会則の改正は、平成 22 年 6 月 28 日から施行する。
本会則の改正は、平成 24 年 6 月 23 日から施行する。

第 2 条 本学会入会のために所定の申込み用紙は学会事務局にて作成し、保管するものとする。